

令和 5 年 4 月

遊佐町農業委員会第 1 回総会議事録

- 開催日程 令和 5 年 4 月 25 日 (火) 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分
- 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 解約について
- 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 4 賃借料の変更通知書の受理について
- 報告事項 5 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 議 第 1 号 農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請について
- 議 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小 田 原 英 史	6	齋 藤 勝 広	7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小 野 寺 一 博	10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 広	12	小 松 正 志
		14	那 須 久 美	15	伊 原 ひとみ	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
13	前 川 一 城						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (4 名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事、高橋 息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	出席予定の方、皆さまお揃いですので、ただ今より遊佐町農業委員会の4月定例会を開催させていただきます。 初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3番榊原一男委員	本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員1名、出席委員は15名で過半数の委員が出席しております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。次に、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	お忙しい中、大変ご苦勞様です。農作業も大分忙しくなっております。この強風ということで作業の段取りが狂ったのかなと思っております。私も22日から直播きしようと思いましたが断念し、今日から始めました。早く風が収まってくれればと思っております。 新型コロナ感染症もありますので、何事も気を付けて農作業を、そして身体も気を付けて下さい。 それでは本総会に提出しました案件の慎重審議よろしく願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では8番石垣建委員と10番高橋茂央委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計8件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。番号1から説明いたします。 番号1 計17筆、19,270㎡ 番号2 計9筆、23,558㎡ 番号3 計28筆、50,183㎡ 番号4 計4筆、6,924㎡ 番号5 計2筆、647㎡ 番号6 計13筆、14,189㎡ 番号7 計5筆、65㎡ 番号8 計5筆、16,559㎡

	<p>以上8件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、報告事項2. 解約について 番号1 計5筆、3,457 m² 第三者に利用権設定をするため解約するものとなっております。詳細につきましては議第2号で説明します。 番号2 計31筆、53,622 m² 相続のため、親子間で結ばれていた使用貸借権を解約するものです。 報告事項3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について 番号1 2,283 m²、1筆のみ 番号2 計3筆、12,882 m² 番号3 計3筆、8,125 m² 番号4 計5筆、6,670 m² 番号5 1,412 m²、1筆のみ 番号6-1,6-2 計7筆、36,865 m² 報告事項4. 賃借料変更通知書の受理について 番号1 計2筆、14,498 m² 借人の希望で単価を9,000円から7,000円に変更するものです。 最後に、報告事項5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について この報告事項は、登記官照会に対する回答というものであります。登記地目が農地の場合、農地以外の地目に変更するときには、本来農地転用の手続きを経て、転用許可書を持参して法務局で地目変更登記を申請する必要があります。 しかし、農地転用の許可を得ず、転用許可書を持参しないで地目変更登記申請を行った場合、登記官から農業委員会に対して照会がきます。これを登記官照会といっております。 登記官照会が届きますと、農業委員による現地調査を実施して2週間以内に回答書を登記官に送り、直近の総会にて報告しております。 それでは今回の案件について説明いたします。補足説明資料は1ページからご覧ください。登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しております。 番号1 計1筆、132 m² です。 照会地は、農業振興地域内の農用地区域外、都市計画区域外で、昭和43年に農地転用許可を得ないまま建物を建築し、現在は取り壊されておりましたが、基礎部分のみ残っているような状態でした。 3月28日付けで法務局酒田支局から照会があり、4月5日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、高橋敬委員の3名で現地調査を行いました。隣接する農地もなく、復元しても農地として継続利用できないと判断し、原状回復命令は行わないと4月10日付けで法務局酒田支局に回答しております。 続きまして 番号2 計1筆、828 m² です。 照会地は、農業振興地域内の農用地区域外、都市計画区域外で、昭和43年に農地転用許可を得ないまま建物を建築し、現在に至っております。 3月29日付けで法務局酒田支局から照会があり、4月5日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、大谷委員の3名で現地調査を行いました。周辺の農地には影響がなく、復元しても農地として継続利用できないと判断し、原状回復命令は行わないと4月10日付けで法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問、意見等ありましたらお願いします。</p>

	<p>ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>4 月 19 日に、第 2 会議室で委員 7 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 1 号、2 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 1 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。詳細について説明します。</p> <p>番号 1 計 2 筆、4,331 m²</p> <p>現地調査については高橋敬委員に依頼しておりましたので、この後報告をお願いします。事務局からの説明は以上となります。</p>
議長	<p>それでは番号 1 について、高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
4 番高橋敬委員	<p>4 月 19 日日曜日、朝の 6 時 30 分から譲受人と現地確認を行いました。今後の使用関係に係る意向等について確認をさせていただきました。場所は、海側にある 2 筆にわたるハウス 7 棟の建っている畑という内容になっています。貸人が事業を縮小するということになり、町のほうから借人に照会があったということで、ここの 2 筆に建っている 11 棟、基準書の 1 頁に赤い線がありますが、ここで 2 筆に分かれておりまして、本当はずっと下の方まで 2 筆に亘ってあるわけなんですけど、ここの現在赤い線のところに 4 間ハウス、50m が 7 棟建っております。その 7 棟について借り受けたいということで、借人の方から意向が出されたという内容でした。</p> <p>借人はここを借りて、アスパラガス栽培に向けての準備を行いたいということでした。現状はハウス内外に機器関係がまだ残っていましたが、こちらのほうは貸人のほうで片付けるということです。</p> <p>借人は現在、農業機械は一切所有してはいたのですが、必要な機械については貸人、それから友人から借り受けて、整備後にアスパラの播種を、苗の整備に当たりたいということでした。貸借後は農地管理を徹底してくださいということも確認させていただきました。また、今回貸借期間が 1 年でアスパラ関係はできないわけですが、この貸借期間内にこの農地を買い受けたいという意向があるようで、現在、融資の申し込みをしているということでした。現状の話聞く限りでは、許可相当と</p>

	<p>いうことでもあります。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局員が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 2 ページからご覧下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳につきまして、(1) 所有権移転は 5 件、(2) 利用権設定は 27 件、(3) 利用権移転はなしとなっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>個別の説明に入る前に、資料の訂正をさせていただきます。</p> <p>審査基準書の議題 2 号の (2) 利用権設定の 8 番、再設定になっていますが、新規設定になります。21～27 の期間が 10 年 6 ヶ月になっていますが、10 年 7 ヶ月に修正をお願いします。</p> <p>それでは個別に説明します。</p> <p>所有権移転について</p> <p>番号 1 1,593 m²、1 筆のみ</p> <p>総額 669,060 円の売買による所有権移転です。</p> <p>譲受人は法人構成員のため、所有権移転と同時に法人へ利用権設定を行います。(2) 番号 23 で説明します。</p> <p>現地調査は佐藤会長にお願いしておりましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>番号 2 計 3 筆、7,879 m²</p> <p>総額 3,522,450 円の売買による所有権移転です。</p> <p>譲受人は法人構成員のため、所有権移転と同時に法人へ利用権設定を行います。(2) 番号 27 で説明します。</p> <p>現地調査は大谷委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いいたします。</p> <p>番号 3 と 4 はどちらも同一人が譲受人になります。</p>

また、譲受人は法人構成員のため、所有権移転と同時に法人へ利用権設定を行います。詳細は(2)番号21で説明します。

現地調査は小松委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いいたします

番号3 計2筆、1,838 m²

総額183,800円の売買による所有権移転です。

番号4 403 m²、1筆のみ

総額140,000円になります。

番号5 計6筆、6,931 m²

総額2,500,000円の売買による所有権移転です。

現地調査は佐藤会長にお願いしておりましたので、この後報告をお願いいたします。所有権移転についての説明は以上です。

続きまして、

(2)利用権設定について

番号1 計5筆、17,498 m²

期間は5年で、単価は17,000円です。

番号2と3については借人が同一人の新規設定です。

どちらも単価は17,000円、期間は10年となります。

番号2 計2筆、5,511 m²

番号3 計1筆、2,036 m²

続きまして番号4は同一人と再設定です。

番号4 計3筆、4,634 m²

期間は4年10カ月です。

単価は中山間部が2,000円、平野部が14,000円です。

番号5と6は同一人と再設定です。

番号5 計17筆、41,693 m²

期間は3年で、単価は18,000円です。

番号6 計23筆、33,714 m²

期間は4年です。

単価は3筆が20,000円、その他が3,000円です。

番号7と8は同一人と再設定です。

番号7 計27筆、47,242 m²

期間は5年です。

単価は2筆が2,000円、その他が15,000円です。

番号8 計6筆、5,040 m²

期間は1年です。

単価は1筆が2,000円、その他が15,000円です。

番号9は同一人と再設定になります。

番号9 計2筆、817 m²

単価は21,000円で、期間は10年です。

番号10 計3筆、5,502 m²

単価は15,000円で、期間は10年です。

続きまして、

番号11と12は同一借人で新規設定です。

なお、借人は法人です。また、補足説明資料の最後に法人化のメリッなどについて資料がありますので、後ほどご確認いただければと思いま

す。

番号 11 計 28 筆、51,829 m²

単価は 10,000 円で、期間は 10 年です。

番号 12 計 5 筆、28,659 m²

単価は 15,000 円で、期間は 10 年です。

番号 13 は新規設定です。

番号 13 計 5 筆、3,457 m²

単価は 0 円で、期間は 3 年です。

賃料については、畑のメンテナンスをしてもらえらるなら不要との貸人の意向によるものです。

番号 14 6,028 m² の 1 筆のみ

単価は 20,000 円で、期間は 5 年です。

新規設定となっておりますが、対象の土地は現在 JA を通して契約しており、今回農業委員会を通しての契約に変更となるため実質的には再設定になります。上記の理由により審査基準書の地図を省略させていただいております。

番号 15 は同一人と再設定になります。

番号 15 2,684 m² の 1 筆のみ

単価は 13,000 円で、期間は 3 年です。

番号 16 は新規設定です。

番号 16 計 2 筆、5,199 m²

単価は 20,000 円で、期間は 8 年 8 ヶ月です。

続きまして番号 17～19 は同一人と再設定です。

3 件とも借人は同一人です。

番号 17 計 7 筆、12,973 m²

単価は一筆が 1,000 円で、他の 6 筆は 16,000 円。期間は 10 年です。

番号 18 計 2 筆、2,992 m²

単価は 16,000 円、期間は 10 年です。

番号 19 計 2 筆、2,979 m²

単価は 16,000 円、期間は 10 年です。

番号 20 は同一人と再設定になります。

番号 20 計 2 筆、6,417 m²

単価は 13,000 円、期間は 5 年です。

番号 21～27 は中間管理機構を介した契約です。すべて新規設定で、期間は 10 年 7 ヶ月になります。また、番号 21～23 は先ほど説明した (1) 所有権移転についての番号 1～4 に関連するもので、所有権移転するには自身が所属する法人へ利用権設定する必要があるため、申請があったものです。

番号 21～23 は借人が法人です。

番号 21 計 3 筆、2,241 m²

単価は 1 筆が 15,000 円、その他が 9,000 円です。

番号 22 計 3 筆、7,879 m²

単価は 15,000 円です。

番号 23 1,593 m² の 1 筆のみ

単価は 15,000 円です。

番号 24, 25 は借人が同一法人です。

	<p>期間はどちらも10年7ヶ月になります。</p> <p>番号24 計3筆、2,402㎡ 単価は15,000円です。</p> <p>番号25 計3筆、1,994㎡ 単価は15,000円です。</p> <p>番号26、27は貸人、借人ともに同一集落の方々の契約になります。</p> <p>番号26 計7筆、12,905㎡ 単価は3筆が3,000円、その他が15,000円です。</p> <p>番号27 計6筆、13,691㎡ 単価は1筆が3,000円、その他が15,000円です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号1と5について、私より現地調査の報告をいたします。</p>
16番佐藤充会長	<p>審査基準書の3ページをご覧ください。番号1について、昨年の終わり頃、譲渡人が農地を売りたいという話がありました。その時に金額を、農業委員会を通さず300,000円と出していて、それを譲受人に話してあったそうです。</p> <p>しかし、この辺だと単価が450,000円くらいなので、譲受人に少し価格を見直してくれるように話していました。それで事務局を通して420,000円だということでもあります。</p> <p>それから番号5の土地ですが、審査基準書の6ページにあります。これも番号1同様の場所にあります。譲渡人に田の1筆毎に単価をだそうかとも思ったのですが、ひっくるめて2,500,000円という金額でした。というのは、住宅ローンを返済するというので、譲渡人本人は、「これでいいよ」ということなので追及しませんでした。これで住宅ローンの返済をすれば借金がなくなるということで、本人もこれでいいと了承していますので、ひっくるめて2,500,000円の売買となります。全部処分したいとの譲渡人の意向もありますし、田を最近では処分するにも結構苦労することもありますので、今回は、ひっくるめて2,500,000円での取引となりました。</p>
議長	<p>次に、(1) 所有権移転についての番号2について、2番大谷浩夫委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
2番大谷浩夫委員	<p>所有権移転についての番号2ですね。この案件は前任の農業委員から引継いでいます。当該農地を買えるのは今回の譲受人しかいないであろうということ。審査基準書の3ページ下の当該農地3筆の内2筆は、基盤整備していない場所で、少し作り上げが悪い等の理由で売れないだろうということ。審査基準書4ページにある3筆目の農地とセットで譲受人に買ってもらったらいいのではないかとということ、を確認しました。</p> <p>審査基準書3ページの当該農地1筆に関しては、右隣の農地の所有者にこの売買の件の声掛けをしてみました。が、「いらぬ」ということでした。</p> <p>この物件は、12月3日に現地調査をしたのですが、審査基準書3ページの別の当該農地1筆も、隣接農地の所有者の方にお声掛けをしてみました。が、「いらぬ」ということでした。別の隣接農地で3枚続きの田が住宅地ギリギリまで続いている田の所有者、その所有者に審査基準書4</p>

	<p>ページの 3 筆目と抱き合わせで買ってほしいと声掛けし了承を得て買っていただくこととなりました。</p> <p>基盤整備されていない 2 筆は、去年転作目的の豆を作っていますが、今回は「はえぬき」を栽培するという事で譲受人から伺っています。審査基準書 4 ページの 1 筆ですが、当該農地右隣の 2 枚の田と、当該農地南側の 2 枚の田は、譲受人が「つや姫」を栽培しています。</p> <p>当該農地 1 筆は、譲渡人が去年まで開発米を作っておりましたので、今回、譲受人にお聞きしたところ開発米を栽培します、ということでした。</p> <p>3 筆の内の 2 筆は基盤整備していないので、単価 350,000 円で、残り 1 筆は、譲受人の父は元農業委員で、以前より「もしも譲渡人がこの農地を売ることがあったら、私がほしい」と言っていた物件でしたので譲受人は、「600,000 円でもいい」というお話だったのですが、当該農地近辺は、550,000 円で動いているので、譲受人だけ 600,000 円というわけにはいかないで、550,000 円にさせていただいて 550,000 円で斡旋させていただきました。</p> <p>譲受人は 41 歳で元気な若者です。ご両親と譲受人と 3 人で農家をやられているということで、私も最終的には、譲受人に委託するような形になると思うのですが、この譲受人でしたら、妥当であり適切な譲受人だと判断致しました。以上です。</p>
議長	<p>最後に、(1) 所有権移転についての番号 3、4 について、12 番小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番小松正志委員	<p>譲受人に話を伺いましたところ、ずっと前から農地を求めていた譲受人と、ずっと前から農地を放したいという譲渡人とが上手く折り合って、譲受人が管理をするということで、値段の方は、だいぶ長年詠嘆しておりまして、譲受人はそれを分かっている管理するということでしたので、この件については、両者が話し合って上手く耕作してくれるのではないかと、適正と思いました。</p> <p>それから番号 4 に関しては、値段の方が非常に高いようですが、近隣と調整しながらの値段で、これもまた田というよりも畑としての利用みたいな感じで譲受人は農地を求めていて作りたいという意欲がありましたので、なんら問題ないと思います。立派に耕作ができるのではないかと譲受人との話し合いで、続けてがんばって下さいということで適正であるのではないかなと思いましたが大丈夫だと思いました。以上です。</p>
議長	<p>始めに、(1) 番号 3、4 と (2) 21-1, 21-2, 22-1, 22-2, 23-1, 23-2 について審議いたします。</p> <p>この件は 2 番大谷浩夫委員に関する案件ですので、大谷委員は一時退席願います。</p>
2 番大谷浩夫委員	<p>一ついいでしょうか。</p> <p>審査基準書の 5 ページの当該物件を私は売っていただくことになったのですが、基盤整備がされておらず、準工業地帯となっていて基盤整備もできない農地であると。水はバルブからではなく川から水を引くものですから、前日私も、側溝の掃除をちょっとお手伝いさせていただいて、という件でした。価格も近隣の土地を取引したことのある地元の行政書士に、どれくらいが基準になるのか、農業委員をやらせていただい</p>

	<p>ますが、全然わからなかったので、その行政書士に確認したら最初、前任の農業委員からは、この辺は総額 60,000 円くらいでいいのではないかと話しをしていたので、近隣の農地の所有者に、60,000 円くらいでどうかと話しをしたのですが、ちょっと調べたら、この辺は単価 300,000 円くらいで動いているということでした。総額 120,000 円かと、その近隣の農地の所有者に「買って下さい」と話したところ、その近隣農地の所有者は、「実は、田んぼを増やすのはやめようと思っている」ということだったので、「じゃ、私が買ってもいいですか」と。120,000 円と近隣農地の所有者に価格を提示していたのですが、その価格で買うわけにはいかないなと思い、一応「140,000 円で売ってくれないか」と譲渡人にお話しをし、ちょっと高めにはなりましたが、そういう値段で買わせていただきました。以上です。</p> <p>(2 番大谷浩夫委員、一時退席)</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>大谷委員は着席願います。</p> <p>(2 番大谷浩夫委員着席)</p> <p>次に、(2) 24-1, 24-2、25-1, 25-2 について審議いたします。</p> <p>この件は 4 番高橋敬委員と 8 番石垣建委員に関する案件ですので、高橋委員と石垣委員は一時退席願います。</p> <p>(4 番高橋敬委員、8 番石垣建委員、一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。高橋委員と石垣委員は着席願います。</p> <p>(4 番高橋敬委員、8 番石垣建委員、着席)</p> <p>それでは、ただいま審議いただいた件以外の案件について、事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(15 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ委員	<p>一つ確認です。(2) の利用権設定の 14 番の説明の中で、借人の住所が地区と言っていましたが、それで合っていますか。</p>
事務局	<p>私の読みが間違いで地区の方です。議案書の住所は地区の住所です。</p>

議長	<p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第2号(1)番号3、4と、(2)番号21-1, 21-2, 22-1, 22-2, 23-1, 23-2, 24-1, 24-2, 25-1, 25-2 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで4月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>
----	--